

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 30 日

不動産関連団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和 4 年 11 月 30 日版)」について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日(令和 4 年 11 月 25 日変更)。以下「基本的対処方針」という。)において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、不動産における新型コロナウイルスの感染予防対策については、これまでも「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(業界団体向け)」(令和 2 年 5 月 20 日(令和 3 年 5 月 21 日改訂)。以下「ガイドライン」という。)等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、基本的対処方針において、『「With コロナに向けた政策の考え方」(令和 4 年 9 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされたこと等を踏まえ、ガイドラインを改訂いたしました。

貴職におかれましては、貴団体加盟の事業者にも周知いただくとともに、引き続き、ガイドラインを踏まえ、適切な感染防止策を講じていただきますようお願いいたします。

以上